

令和8年度 大村市保育料基準額表

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				子どものカウント	保育料 (給食費除く)	副食費 (おかず代等)
階層	区分					
1 A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			全員	0円	免除
2 (B)	市民税非課税世帯で、 (市民税所得割額が世帯合計 0円の世帯を含む。)		母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯			
B			(B) 階層以外			
3 (C)	市民税の税額控除前所得割額（調整控除除く） が、	77,100円以下で母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯				
C			77,100円以下			
4 D		77,100円を超える211,200円以下	小学校3年生以下の 子どもを数えて、第 1子及び第2子の場合			
5 E		211,200円を超える				

○子どものカウントにおいて、第3子以降となる児童については、全ての階層で保育料・副食費ともに無料となります。

○保育料、副食費とは別に、主食費（お米代等）や教材費等が園ごとに必要となります。金額やお支払い方法については、園にご確認ください。

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				子どものカウント	3歳未満児 (R8.4.1時点)	3歳以上児 (R8.4.1時点)					
階層	区分				保育料 (給食費を含む)	保育料					
1 A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			全員	0円	免除					
2 (B)	市民税非課税世帯で、	ひとり親世帯か障害者がいる世帯									
B		(B) 階層以外									
3 (C)	市民税の税額控除前所得割額（調整控除除く） が、	48,600円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯									
C		48,600円未満									
(D17)		48,600円以上57,700円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯									
D17		48,600円以上57,700円未満									
(D14)		57,700円以上77,101円未満で、ひとり親世帯か障害者がいる世帯									
D14	市民税の税額控除前所得割額（調整控除除く） が、	57,700円以上77,101円未満		子ども全員 を数えて、	第1子 7,200	7,100					
D17		77,101円以上97,000円未満			第2子 0	0					
D14		97,000円以上169,000円未満			第1子 15,600	15,400					
D17		169,000円以上301,000円未満			第2子 (※1) 7,800	(※1) 7,700					
D2		301,000円以上397,000円未満			第1子 7,200	7,200					
D3		397,000円以上			第2子 0	0					
D4					第1子 23,500	23,300					
D5					第2子 (※1) 11,700	(※1) 11,600					
(※1) 第1子と第2子が同時に保育施設に在園している場合、第2子の保育料は無料です。											
(※2) 第1子の保育料に未納が発生した場合は、第2子の保育料無料が解除され第2子にも保育料が発生します。（第1子の保育料の半額）											

免除

0円

園が定める金額を、園にお支払いください。